



スキルアップ補助金利用内容について 法学研究科・ローツ マイア

・目的

2016年6月に香港で行われた「6th LAWASIA Family Law & Children`s Rights Conference」への参加

アジア太平洋地域の法実務家との交流と意見交換



・旅程

平成28年6月8日

仙台→成田空港→香港

平成28年6月9日～平成28年6月11日

6th LAWASIA Family Law & Children`s Rights Conferenceに参加

平成28年6月12日

香港→成田空港→仙台

・講演等内容について

本学会のテーマであった「モダン・ファミリー」をめぐって、祖父母や子供を産んだ代理母、同性のパートナーや継親など、日常的に子供の面倒を見ている法的に子供に対して権利義務が生じない人たちに、何らかの権利を与える必要性について議論された。中には特に近年各国において盛んに議論されている

「psychological parenthood」について、それぞれの国での議論状況や実務家の期待、この概念に実際に言及する裁判例に関する情報を多く得ることができた。

更に、家事事件における法律家と他分野の専門家の協働についても、それぞれの国の現況が紹介され、議論された。

・本制度を利用することによって得られた効果

ステップ・ファミリーを含む「モダン・ファミリー」をめぐるそれぞれの国の法の現状と課題について、多くの情報や指摘を得ることができた。また、法律家と他分野の専門家の協働については、特にシンガポールでの家事事件における専門家鑑定をめぐる仕組みについて、情報の収集と意見交換をすることができ、今後の研究のための一つの大きな発見となり、大変刺激的であった。私のこれまでの論文や発表は、理論中心のものであり、現実の家事実務からの視点が欠けていると痛感していた(特に海外の実務家の話を聞いて議論をする機会がこれまでほとんどなかった)が、今回の学会へ参加して、アジア太平洋地域の国々の実務家や学者と積極的に意見交換とネット・ワーキングができ、研究の発展に大いに役立った。

・研究内容紹介

- 離婚後の子と別居親との面会交流の制限・排除基準
- ステップ・ファミリーに住んでいる子とその別居親との面会交流、ステップ・ファミリーをめぐる法全般(ドイツ法と日本法)
- 法学と法学以外の分野との連携(他分野からの知恵の導入の問題等)
- 日本におけるステップ・ファミリーに対する支援に関する実態調査

謝辞 本支援事業にこの場を借りて心より御礼を申し上げます。